障害者制度改革の現状と課題

①障がい者制度改革推進会議の成果と課題

長瀬修（東京大学大学院経済学研究科特任准教授）

1. **障害者の権利条約に関する歩み**

1981年　　国際障害者年

1983年　　国連障害者の10年開始（-1992年）

1987年　　障害者差別撤廃条約をイタリアが提案（国連総会）

1993年　　障害者の機会均等化に関する基準規則採択（国連総会）

2001年　　障害者の権利条約に関する特別委員会設置（国連総会）

2006年　　障害者の権利条約採択（国連総会）

2007年　　日本政府の署名

2008年　　障害者の権利条約発効

2011年　　障害者の権利委員会が審査開始（チュニジア、スペイン）

1. **障害者の権利条約の構成**

前文

第1条　　目的

第2条　　定義

第3条　　一般原則

第4条　　一般的義務

第5条　　平等及び非差別（無差別）

第6条　　障害のある女性

第7条　　障害のある子ども

第8条　　意識向上

第9条　　アクセシビリティ

第10条　　生命に対する権利

第11条　　危険のある状況及び人道上の緊急事態

「締約国は、国際法、特に国際人道法及び国際人権法に基づく義務に従い、危険のある状況（武力紛争、人道上の緊急事態及び自然災害の発生を含む。）における障害のある人の保護及び安全を確保するためのすべての必要な措置をとる。」

第12条　　法律における平等な承認

第13条　　司法へのアクセス

第14条　　身体の自由及び安全

第15条　　拷問または残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの

自由

第16条　　搾取、暴力及び虐待からの自由

第17条　　個人のインテグリティ[不可侵性]の保護

第18条　　移動の自由及び国籍

第19条　　自立した生活[生活の自律]及び地域生活へのインクルージョン

第20条　　個人の移動性

第21条　　表現の自由並びに情報へのアクセス

第22条　　プライバシーの保護

第23条　　家庭及び家族の尊重

第24条　　教育

第25条　　健康

第26条　　ハビリテーション及びリハビリテーション

第27条　　労働及び雇用

第28条　　適切（十分）な生活水準及び社会保護

第29条　　政治的及び公的活動への参加

第30条　　文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

第31条　　統計及びデータ

第32条　　国際協力

第33条　　国内的な実施及び監視[モニタリング]

（第34条から第50条は省略）

＊翻訳は川島聡＝長瀬修仮訳（2008年5月30日付け）

1. **障害者制度改革の歩み**

2009年8月 総選挙

2009年9月 新政権発足

2009年12月 障がい者制度改革推進本部（総理大臣が本部長）設置

2010年1月 障がい者制度改革推進会議第1回会合

2010年4月 総合福祉部会第1回会合

2010年6月 障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第1次意見）

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（閣議決定）

2010年11月 差別禁止部会第1回会合

2010年12月 障害者制度改革の推進のための第2次意見

2011年7月 改正障害者基本法成立

2011年8月 改正障害者基本法公布・施行（一部を除く）

2011年8月 総合福祉部会第18回会合　障害者総合福祉法骨格提言

2012年４月 障害者政策委員会発足（予定）

**４、障害者制度改革の基本的な方向について（2010年6月閣議決定）の概要**

１．基本的な考え方　（障害者を「主体」として確認）

２．基本的方向と今後の進め方

２．１　基礎的な課題における改革の方向性

（１）地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築

（２）障害のとらえ方と諸定義の明確化

２．２　横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

（１）障害者基本法の改正と改革の推進体制

（２）障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等

（３）「障害者総合福祉法」（仮称）の制定

２．３　個別分野における基本的方向と今後の進め方

　 （１）労働及び雇用

　 （２）教育

　 （３）所得保障等

　 （４）医療

　 （５）障害児支援

　 （６）虐待防止

　 （７）建物利用・交通アクセス

　 （８）情報アクセス・コミュニケーション保障

　 （９）政治参加

　 （１０）司法手続

　 （１１）国際協力

1. **改正障害者基本法（2011年7月成立）の主な内容**

★目的（第1条）

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

★定義（第2条）

　　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1　障害者　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2　社会的障壁　障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

★地域社会における共生等（第3条）

　第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

1　全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

2　全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

3　全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

★差別の禁止（第4条）

　何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

２　社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

３　国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

★教育（第16条）

　教育国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

２　国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

３　国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。（以下、略）

★防災及び防犯（第26条）

　国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

★障害者政策委員会の設置（第32条）

内閣府に、障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）を置く。

　２　政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　障害者基本計画に関し、第十一条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二　前号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べること。

三　障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。

３　内閣総理大臣又は関係各大臣は、前項第三号の規定による勧告に基づき講じた施策について政策委員会に報告しなければならない。

1. **成果**

★障害者の権利条約に基づいた障害者政策全般の見直しへの貢献

★障害者基本法改正過程への貢献

★政策決定過程への障害者の参加(Nothing about us without us)の実現

★障害者の参加の前提となる情報保障などの合理的配慮の実現（手話通訳、文字通訳・筆記、磁気ループの設置、点字資料の配布、適切な休憩の確保、知的障害者の支援者、ルビ付き資料の配布、知的障害者のアクセシビリティカード利用）

★インターネットでの動画配信（同時、録画）などの公開性確保

★『わかりやすい第1次意見』、『わかりやすい第2次意見』、『わかりやすい障害者基本法』の作成による知的障害者向けの情報提供の努力

1. **課題**

**★**障害者の権利条約の理念の社会全般への定着不足

★民主党が提唱した政治主導の欠如（障害者制度改革担当大臣はこれまで延べ9人）

★行政との連携の不十分さ

★他分野との接続の弱さ

★社会保障と税の一体改革との接続の欠如